令和3年(2021年)第5回可児市議会定例会提出議案説明書

認定第1号	令和2年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和2年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和2年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和2年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい
	T
認定第6号	令和2年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和2年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定に
	ついて
認定第8号	令和2年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳
	入歳出決算認定について
認定第9号	令和2年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号	令和2年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号	令和2年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第12号	令和2年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第13号	令和2年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第14号	令和2年度可児市水道事業会計決算認定について
認定第15号	令和2年度可児市下水道事業会計決算認定について
議案第49号	令和3年度可児市一般会計補正予算(第4号)について
議案第50号	令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第51号	令和3年度可児市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第52号	令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補
	正予算 (第1号) について
議案第53号	令和3年度可児市下水道事業会計補正予算(第1号)について

議案第54号 可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の改正等に伴い、改正するもの。

② 改正内容

【第25条第2項】特定個人情報の訂正の実施をした場合の通知先について、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める等、規定を整備する。

(3) 施行日/公布の日

議案第55号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

番号法の改正等に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【別表第8項】個人番号カードの再交付に係る手数料について、地方公共団体情報システム機構が徴収するため、手数料徴収事務から当該事務を削る。

(3) 施行日/公布の日

議案第56号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

(1) 改正趣旨

廃棄物の処理に係る費用負担の適正化を図るため、改正するもの。

② 改正内容

【第8条】一般廃棄物の種類に特定ごみを追加し、当該処理に係る手数料を定める。

③ 施行日/令和4年4月1日

議案第57号 可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について

(1) 改正趣旨

道路法及び道路構造令の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第5条第7項、第9条第4項、第29条第4項、第41条第3項、第5項、第42条第2項、第4項】道路構造令の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

【第32条】交通安全施設に自動運行補助施設を追加する。

【第43条第1項、第2項】歩行者利便増進道路に設けられる歩道等に、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとし、必要があるときは、当該部分に歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。

【第43条第3項】新設特定道路を除く歩行者利便増進道路の技術的基準について規定する。

(3) 施行日/公布の日

議案第58号 可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び移動等円滑化のために 必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を利用した役務の提供の方法に関する基 準を定める省令の改正に伴い、改正するもの。

② 改正内容

【第2条の2】災害等のため一時的に使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備 について、条例を適用しない旨を規定する。

【第4条新第3項~第5項】自転車歩行者専用道路等の有効幅員について規定する。

【第5条、第6条】舗装及び勾配の構造に関する基準を適用する対象に、自転車歩行 者専用道路等を追加する。

【新第30条】公共用通路から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとの 1以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。)の構造に関する基準に ついて規定する。

【新第31条】移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口の構造に関する基準について規定する。

【新第32条~第35条】移動等円滑化された通路に設けるエレベーター、傾斜路、エスカレーター及び階段の構造に関する基準について規定する。

【第36条、第38条~第40条】旅客特定車両停留施設における乗降場、便所、乗車券等 販売所、待合所、案内所及び券売機の構造に関する基準について規定する。

【第37条】旅客特定車両停留施設に旅客特定車両の運行情報提供設備を設けるものと する。

【第41条第3項、第4項】旅客特定車両停留施設の移動等円滑化のための主要な設備等の付近に、基準に適合した案内標識を設けるものとする。

【第41条第5項】公共用通路に直接通ずる出入口の付近に、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等を設けるものとする。

【第41条第6項】公共用通路に直接通ずる出入口の付近等に、旅客特定車両停留施設の構造等を視覚障がい者に示すための設備を設けるものとする。

【第42条第1項】視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所において、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する対象に、自転車歩行者専用道路等及び旅客特定車両停留施設を追加する。

【第42条第2項】視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の 通路とエレベーターの乗降口に設ける操作盤等との間の経路を構成する通路に、そ れぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

【第42条第3項】旅客特定車両停留施設の階段等の上端及び下端に近接する通路に、 視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

【第43条第1項】ベンチ及びその上屋を設ける対象に、自転車歩行者専用道路等を追加する。

【第43条第2項、第3項】旅客特定車両停留施設に、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとし、当該施設に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

【第44条第1項】照明施設を連続して設ける対象に、自転車歩行者専用道路等を追加する。

【第44条第2項】高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所において、照明施設を設ける対象に、旅客特定車両停留施設を追加する。

(3) 施行日/公布の日

議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和3年9月30日に任期満了となる現委員の加藤幸治さんを引き続き選任することについて、議会の同意を求めるもの。【地方税法第423条第3項】

議案第60号 教育委員会委員の任命について

令和3年9月30日に任期満了となる現委員の伊藤小百合さんを引き続き任命することについて、議会の同意を求めるもの。【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項】

議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について

令和3年12月31日に任期満了となる現委員の可児一惠さんを推薦することについて、議会の意見を求めるもの。【人権擁護委員法第6条第3項】

議案第62号 訴えの提起について

市営住宅の明渡し等を求める訴えを提起するもの。【地方自治法第96条第1項第12号】

議案第63号 令和2年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度可児市水道事業会計決算における当年度未処分利益剰余金について、資本金及び建設改良積立金に処分するもの。【地方公営企業法第32条第2項】

議案第64号 令和2年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度可児市下水道事業会計決算における当年度未処分利益剰余金について、資本 金及び減債積立金に処分するもの。【地方公営企業法第32条第2項】

○提出議案数/認定15 予算5 条例5 人事3 その他3 合計31

【諸般報告】

報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するもの。 【地方公共 団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項】

報告第10号 出資法人の経営状況説明書について

次の出資法人の経営状況説明書を報告するもの。【地方自治法第243条の3第2項】

一般財団法人可児市公共施設振興公社

公益財団法人可児市体育連盟

公益財団法人可児市文化芸術振興財団

報告第11号 放棄した債権の報告について

市が放棄した債権を報告するもの。【可児市債権管理条例第11条第2項】

児童手当返還金(3件) 債権額 250,000円 生活保護費返還金(1件) 債権額 168,000円 学校給食費(7件) 債権額 271, 183円 国民健康保険に係る資格喪失後の受診等に伴う返還金(68件) 債権額 1,591,808円 農業集落排水処理施設使用料(2件) 債権額 12,213円 水道料金(40件) 債権額 498,968円